

議題1 小松島市デマンド交通実証運行実施計画（修正案）について

1. 事業目的

小松島市では、小松島市に住む人や訪れる人が安心して安全に利用できる移動手段として公共交通を認識し、地域特性を考慮した交通手段や路線を確保するとともに、将来に渡って持続可能な交通体系としての公共交通を目指していくために「小松島市地域公共交通計画」を令和5年3月に策定した。

地域公共交通計画においては、バス交通の利用実態を踏まえた上で、協定路線と幹線路線の一体的な運用を図り、すみ分けを行うことで効率的かつ効果的なものとするとともに、公共交通空白地帯に配慮した新たな交通モードを支援系統として導入することを施策として掲げている。本実証運行実施計画では、小松島市のバス協定路線の再編後における公共交通空白地域も含めた公共交通利用環境の改善を目指すため、デマンド型の交通サービスを小松島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が実証的に実施し、公共交通空白地域の解消だけでなく、真に公共交通を必要とするターゲットの把握やデマンド型の有用性の有無についての検証を目的とするものである。

2. 業務実施主体

(1) 運営主体

- ・小松島市地域公共交通活性化協議会

(2) 運行事業者

- ・一般乗用旅客自動車運送事業者
(タクシー事業者に運行委託予定)

3. 事業形態

本協議会と受注者として選定された運行事業者で、業務委託契約を締結し、道路運送法21条による許可を受けて実証運行を行う。

4. 運行内容

(1) 実証実験運行の期間

- ・令和6年1月9日（火）～令和6年3月29日（金）

(2) 運行日

- ・平日運行（土、日、祝休日は除く）

(3) 利用時間

- ・10時～15時（運行時刻は10時、11時、13時、14時とする）

※利用時間の1時間前までに予約が必要。

※利用する前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の9時～17時の間に予約が必要。

(4) 運行エリア

- ・小松島市和田島町から阿波赤石駅までの範囲

(5) 運行の様態

- ・区域運行（基本的なルート・ダイヤを固定するが、予約がない場合は路線外を
通ってショートカットすることを想定）

(6) 運行便数

- ・2便/日（往路・復路合わせて1便と~~する~~）し、往路（和田島町～阿波赤石駅方
面）は10時発と13時発、復路（阿波赤石駅～和田島町方面）は11
時発と14時発とする）

(7) 運行ルート

- ・小松島市和田島町から阿波赤石駅までの所定の乗降場所
- ・乗降場所及びルートについては別紙のとおりとし、オレンジ色のルートが基本
ルートとなる（ピンク色はバス路線のルートを参考に記載している）。
- ・~~共通乗降場所としては、以下のとおりとする。~~

———※現在、調整中

①	和田島バス停留所	②	コミュニティ交流センターみさき
③	和田島小学校前停留所	④	和田島市菅団地前
⑤	阿波赤石駅		

(8) 利用料金

- ・大人（中学生以上）200円 小人（小学生以下）100円
- ・老人等バス無料優待証を持参している方については、実証実験中は100円
- ・運賃収受は現金とする。

(9) 利用対象者

- ・実証実験においては利用対象者を設けない

(10) 利用登録

- ・実証実験においては利用登録を設けない

(11) 利用制限

- 次の方は利用出来ないように制限を設ける。
- ・一人で乗降が出来ない方
 - ・ペットとの同伴の方
 - ・※盲導犬などの補助犬については同乗可
 - ・車内での禁煙が我慢できない方
 - ・~~車いす、手押し車及びベビーカーを使用する方~~
 - ・手荷物がひざの上に載らない大きな荷物を持っている方
 - ・泥酔、酩酊状態の方
 - ・無断キャンセルを過去にしたことのある方
 - ・小学生未満の方（保護者同伴を除く）
 - ・その他、安全運行の妨げや同乗者の迷惑となる方

(12) 運行車両

- ・~~普通車タクシー、ジャンボタクシーを想定~~
- ・運行事業者が所有するジャンボタクシー1台（7人以上が乗車）とする。

- ・実証実験の車両と分かるように、協議会の用意するマグネットシートを車両に表示する（運行事業者に協議会が必要枚数を貸与する）。
- ・車両、運転手、オペレーター、システム、燃料費は運行事業者が用意、負担する。
- ・運転手は、乗降前にアルコール点検を行う。

(13) 予約方法

- ・実証運行中は受託業者により、前日予約（前日が土日祝の場合は前営業日）の電話での受付（9時～17時）のみとする

※利用予定者が予約した時間に乗降場所にいない場合、5分経過した場合はキャンセル扱いとする。

(14) 緊急又は災害時の対応

- ・緊急又は災害時（異常気象など含む）の運行については、運行事業者は、その都度、事務局と協議して決定する。ただし、緊急もしくは運行中の不測の事態に遭遇した場合は、運行事業者の判断において対応し、事態収拾後、速やかに協議会に報告する。

なお、これらの理由により運休せざるを得ない場合の広報は、協議会と運行事業者が協力して行う。

(15) 苦情処理の報告

- ・利用者からの苦情等には誠実に対応するとともに、苦情の処理について苦情処理日報（様式自由）を作成提出する。

(16) 事故報告など

- ・運行事業者は、事故等緊急事態が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに小松島市（小松島市地域公共交通活性化協議会事務局）に報告するとともに事故報告書（様式自由）を作成提出する。
- ・本業務により利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、運行事業者の責任及び負担において一切処理する。

(17) 運行車両待機場所

- ・運行事業者が独自に確保する。ただし、運行時間中は、小松島市市立体育館の駐車場を使用できる。

(18) 運行記録等の報告

- ・運行事業者は、毎月原則5日までに運行に関する報告書（利用者数、運賃収入、利用時間帯、乗降地点の具体的な把握、走行距離等の運行記録に関する日報（任意様式））を作成し提出する。